平成２８年（フ）第７８号
茨城県日立市十王町伊師本郷1119番地（ひかりハウス101号）、前住所茨城県高萩市大字秋山3037番地10
債務者　内田　里恵
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１６号
富山県魚津市大光寺1465番地
債務者　山口　雅史
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第６９８号
神戸市兵庫区小松通３丁目１番２号、従前の住所神戸市兵庫区和田宮通３丁目２番17号
債務者　松村　弥生（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８５号
広島市安佐南区伴東５丁目13番50―201号
債務者　**徳**富祐美子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７号
愛媛県今治市大浜町１丁目３番14号、前住所愛媛県今治市大浜町２丁目５番32号、前々住所愛媛県今治市波止浜２丁目５番１号
債務者　明比さゆり
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第５４号
愛媛県今治市小泉５丁目６番58号、前住所愛媛県今治市別名123番地１
債務者　村上　絵理
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７８号
宮崎県都城市梅北町4047番地１　こころ益貫ホーム
債務者　新垣美代子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２５５号
新潟市西区鳥原263番地１　Ａ号
債務者　関根　明実
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５９号
新潟市西区寺尾東１丁目１番10号
債務者　寄藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６０号
新潟市西区寺尾東１丁目１番10号
債務者　寄藤佑太朗
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６３号
新潟県五泉市木越1222番地15
債務者　松尾　輝雄
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６５号
新潟市中央区南笹口１丁目７番17号　トゥルムホシヤマ108号
債務者　岡崎　厚子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６６号
新潟市中央区南笹口１丁目７番17号　トゥルムホシヤマ108号
債務者　岡崎　慎亮
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６７号
新潟市中央区南笹口１丁目７番17号　トゥルムホシヤマ108号
債務者　岡崎　祐亮
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７８号
新潟市南区上塩俵1836番地１　ボヌールＡ201号、前住所新潟市南区大通黄金７丁目２番地５
債務者　加藤　洋平
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８４号
新潟県五泉市赤海１丁目７番21号
債務者　村田　政美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２０号
金沢市弥生１丁目９番８号
債務者　中町マサ子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
金沢地方裁判所民事部